

令和 8 年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務への参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

令和 8 年 2 月 24 日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

本業務については、人形峠周辺の放射線等観測局に設置している大気中ふっ素自動測定装置の正常稼働を維持するため、専門的知識等を有する者による定期的な点検等が必要であることから、製造メーカー（京都電子工業(株)）の岡山県内唯一の代理店である株式会社三ツワフロンテック岡山営業所に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、4 の要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、株式会社三ツワフロンテック岡山営業所との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社三ツワフロンテック岡山営業所と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務
- (2) 業務内容 令和 8 年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務仕様書のとおり
- (3) 実施期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約締結日 令和 8 年 4 月 1 日

3 業務目的

放射線等の常時監視測定において、大気中ふっ素自動測定装置（京都電子工業(株)製 HF-482）の確実な保守点検及び補修を行うことにより、測定装置の性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であって、当該名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する

者でないこと。

- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務について、過去 5 年間にわたり継続的に受託した実績を有すること。
- (8) 対象装置の性能が十分発揮できる保守点検の技術レベルを担保でき、緊急時には早急な対応ができること。
- (9) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。
 - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
岡山県環境保健センター放射能科
電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088

(2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布期間及び場所

- ア 配布期間：令和 8 年 2 月 24 日(火)～令和 8 年 3 月 10 日(火)
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日は除く。）
- イ 配布場所：(1) に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法等

- ア 提出期間：令和 8 年 2 月 24 日(火)～令和 8 年 3 月 10 日(火)
午前 9 時～午後 5 時まで（閉庁日を除く。）
- イ 提出場所：(1) に同じ。
- ウ 提出方法：持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）
- エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書を提出すること。

(4) 参加資格要件の審査及び通知

参加意思確認書を提出した者について、4 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

(参加資格要件の不適合通知期限 令和8年3月16日(月))

6 審査方法等

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年3月20日規則第8号)第153条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和8年3月18日(水)午後5時までとする。(提出場所及び提出方法は5(3)に同じ。)
- (10) 契約の締結は、当該事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (12) 詳細は公募説明書による。

公募説明書

令和8年2月24日に公告した令和8年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務への参加者の有無を確認する公募については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務
- (2) 業務内容 「令和8年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務仕様書(別紙1)」
のとおり
- (3) 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約締結日 令和8年4月1日

2 当該招請の趣旨

本業務については、人形峠周辺の放射線等観測局に設置している大気中ふっ素自動測定装置の正常稼働を維持するため、専門的知識等を有する者による定期的な点検等が必要であることから、製造メーカー（京都電子工業(株)）の岡山県内唯一の代理店である株式会社三ツワフロンテック岡山営業所に業務委託する予定としているが、当該法人以外の者で、4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

公募の結果、4の要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、株式会社三ツワフロンテック岡山営業所との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社三ツワフロンテック岡山営業所と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

3 業務目的

放射線等の常時監視測定において、大気中ふっ素自動測定装置（京都電子工業(株)製HF-482）の確実な保守点検及び補修を行うことにより、測定装置の性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であって、当該名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務について、過去 5 年間にわたり継続的に受託した実績を有すること。
- (8) 対象装置の性能が十分発揮できる保守点検の技術レベルを担保でき、緊急時には早急な対応ができること。
- (9) 業務の実施にあたって、下記の事項が厳守できること。
 - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

- (1) 担当部局
 - 〒701-0298 岡山市南区内尾 739-1
 - 岡山県環境保健センター放射能科
 - 電話 086-298-2685 FAX 086-298-2088
- (2) 参加意思確認書の配布期間及び場所
 - ア 配布期間：令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日は除く。）
 - イ 配布場所：（1）に同じ。
なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>
- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法等
 - ア 提出期間：令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 10 日（火）
午前 9 時～午後 5 時まで（閉庁日を除く。）
 - イ 提出場所：（1）に同じ。
 - ウ 提出方法：持参または郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）
 - エ その他：関係書類を添えて参加意思確認書（別紙）を提出すること。
- (4) 参加資格要件の審査及び通知
 - 参加意思確認書を提出した者について、4 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、その旨通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。
 - （参加資格要件の不適合通知期限 令和 8 年 3 月 16 日（月））

6 審査方法

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料によって行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和 8 年 3 月 18 日(水)午後 5 時までとする。（提出場所及び提出方法は 5 (3) に同じ。）
- (10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

令和8年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務仕様書

(目的)

第1 本件は、岡山県(以下「県」という。)が人形峠周辺の放射線等観測局に設置している大気中ふっ素自動測定装置(以下「測定装置」という。)の保守点検業務を履行するのに必要な専門的知識及び技能を有する技術者の確保が可能な者に委託し、定期的な保守点検及び迅速な故障修理を実施することにより、測定装置の性能を維持し、常時正確な測定値を得ることを目的とする。

(測定装置の設置場所及び台数)

第2 保守点検の対象とする測定装置の設置場所及び台数は、次のとおりとする。

- (1) 人形峠放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1537-8) 1台
- (2) 赤和瀬放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1676-2) 1台
- (3) 天王放射線等観測局(岡山県苫田郡鏡野町上斎原 1522-1) 1台

(定期保守)

第3 受託者は、県の指示により別表1,2に示す測定装置の保守点検を実施するものとするが、その実施期日は原則として次のとおりとする。

- (1) 通常保守点検 令和8年4月から翌年3月まで:毎月1回(精密保守点検実施月を除く)
- (2) 精密保守点検 5月:年1回

2 受託者は、前項に規定する保守点検実施中に、測定装置の故障を発見したとき、又は、劣化等による部品の交換の必要を認めるときは、直ちに県に通報し、その指示を受けて修理又は部品交換をしなければならない。

(緊急保守)

第4 県は、測定装置が正常に稼働しなくなったと判断したとき、受託者に対して緊急保守を指示するものとする。

2 受託者は、前項の指示を受けたときは、原則として、次の各号に掲げる時間内に測定装置が正常に稼働するよう必要な修理等に着手し、3日以内に修理等を完了しなければならない。ただし、部品の取り寄せ等に時間を要するときは、修理完了予定日を県に報告するとともに、その予定日までに修理を完了しなければならない。

- (1) 観測局から200km以内から派遣するときは24時間
- (2) 前号より遠隔地から派遣するときは48時間

(夜間・休日窓口の設置)

第5 受託者は、夜間(17:15~8:30)・休日(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条に定める岡山県の休日をいう。)での窓口を設置し、県の問い合わせに対応する体制を確保しなければならない。

(県の負担)

第6 第3の2及び第4に係る交換部品の代金及び点検修理に要する費用は、県が別途負担する。

(保守点検完了報告)

第7 受託者は、通常保守点検又は精密保守点検を完了したときは、その都度速やかに様式1「通常保守点検報告書」又は様式2「精密保守点検報告書」を県へ提出しなければならない。

2 受託者は、緊急保守を完了したときは、速やかに書面により県へ報告しなければならない。

3 受託者は、委託業務完了後は、様式3「業務完了届」を県に提出しなければならない。

(その他)

第8 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

別表 1

通常保守点検項目

保守点検項目	
1	吸収液の交換
2	純水の交換
3	内部液の補充
4	試料流量の点検 20L/分
5	ダストフィルターの交換
6	記録計インクの点検
7	サンプリングチューブの点検
8	測定セルの点検
9	液面制御電極の点検
10	純水送液チューブの交換
11	電極電位の確認
12	装置内の点検
13	測定セル内部のブラシによる清掃
14	ゼロ点確認
15	スパン調整
16	ふっ素イオン電極の点検
17	電磁弁の点検
18	チャートとテレメーター出力結果との照合確認
19	加熱導管の洗浄
20	基準及び測定のコム側電極の清掃
21	配管の交換 (※6~10 月期のみ実施)

※その他、定期的に交換が必要な部品 (ふっ素イオン電極等) については、メーカー等が規定する耐用期間内に、通常保守点検又は精密保守点検時に交換を行う。

インク類については、点検を行い、異常が生じていた場合には交換を行う。

別表 2

精密保守点検項目

保守点検項目	
1	吸収液の交換
2	純水の交換
3	内部液の補充
4	試料流量の点検 20L/分
5	ダストフィルターの交換
6	記録計インクの点検
7	サンプリングチューブの点検
8	測定セルの点検
9	液面制御電極の点検
10	純水送液チューブの交換
11	電極電位の確認
12	装置内の点検
13	測定セル内部の洗浄
14	ゼロ点調整
15	スパン調整
16	ふっ素イオン電極の点検
17	電磁弁の点検
18	試料吸引ポンプカーボンブレードの交換
19	セル用隔膜の交換
20	配管の交換
21	測定セルの分解清掃
22	ミストトラップの分解清掃
23	ニードル弁の分解清掃
24	流量計の清掃
25	毛細管の清掃
26	電磁弁ダイヤフラムの交換
27	Oリング、パッキン類の交換
28	ソーダライムの交換
29	送液ポンプの交換
30	ヒーター及びサーモスタットの動作確認
31	測定セル内吸収液の容量調整 20ml
32	チャートとテレメーター出力結果との照合確認
33	加熱導管の洗浄
34	基準及び測定のコム側電極の清掃

通常保守点検報告書

(1/2)

発注者 岡山県環境保健センター	担当者	承認印	作業分類 ・ 1ヶ月点検		No	
					形式	
点検を実施した局の名称	TEL		機 種		製造番号	
					製造年月	
			L A E P W	作 業		

No.	点 検 項 目	点 検 基 準 ・ 方 法	状 況		作 業 内 容			結 果	
			正常	異常	清掃	交換	調整	未完	完了
1	吸収液の交換	新規調製の吸収液に交換する。							
2	純水の交換	新規調製の純水に交換する。							
3	内部液の補充	内部液槽内の内部液を補充する。							
4	試料流量の点検	試料流量を調べ、20L/分に調整する。	調整前		L/分				
			調整後		L/分				
5	ダストフィルターの交換	ダストフィルターを交換する。	1次側						
			2次側						
6	記録計インクの点検	記録紙の印字状態を確認し、擦れている場合は報告を行う。							
7	サンプリングチューブの点検	導入管の折れ曲がり、詰まり等を調べる。必要に応じて清掃を行う。							
8	測定セルの点検	セル内に規定量の吸収液が入っていることを確認する。必要に応じて清掃を行う。							
9	液面制御電極の点検	電極先端の汚れ損傷等の有無を調べる。							
10	純水送液チューブの交換	送液チューブを交換する。							
11	電極電位の確認	電極電位を確認し、調整する。				測定側	基準側		
			点検前						
			点検後						
12	装置内の点検	装置本体の全般的な状態を点検する。							
13	測定セル内部のブラシによる清掃	セル内部に藻や汚れが付着していた場合には、ネジ栓を取り外し、純水及びブラシ等を用いて洗浄清掃する。							
14	ゼロ点(0ppb)確認	校正シーケンスを起動させ、測定状態に復帰させたときのゼロ点を確認する。							
15	スパン調整	スパン等価液を用いスパン点(1.60ppb)を確認する。				指示値			
			調整前			ppb			
			調整後			ppb			
16	ふっ素イオン電極の点検	電極をはずして異常の有無を調べ、必要に応じて清掃を行う。							
17	電磁弁の点検	電磁弁の動作を確認し、コイルの緩み、ガタつき、液漏れ等があった場合にはダイヤフラムを交換する。							
18	チャートとテレメータ出力結果との照合確認	チャートとテレメータ出力結果とを照合確認する。							
19	加熱導管の洗浄	加熱導管を洗浄する。							
20	基準及び測定の COM 側電極の清掃	基準及び測定の COM 側電極を清掃する。							
21	配管の交換	吸収液送液チューブの交換							

交換部品

No.	名 称	仕 様	数 量

特記事項

テレメータ出力				
	レコーダ目盛	調整前	調整後	
ゼロ点	ppb	mV	mV	
スパン点	ppb	mV	mV	

作 業 年 月 日	作 業 者			

精密保守点検報告書

(1/2)

発注者 岡山県環境保健センター	担当者	承認印	作業分類 1) 1ヶ年点検		No	
					形式	
点検を実施した局の名称	TEL				製造番号	
					製造年月	
			機種	L A E P W	作業	

No.	点検項目	点検基準・方法	状況		作業内容			結果	
			正常	異常	清掃	交換	調整	未完	完了
1	吸収液の交換	新規調製の吸収液に交換する。							
2	純水の交換	新規調製の純水に交換する。							
3	内部液の補充	内部液槽内の内部液を補充する。							
4	試料流量の点検	試料流量を調べ、20L/分に調整する。	調整前		L/分				
			調整後		L/分				
5	ダストフィルターの交換	ダストフィルターを交換する。	1次側						
			2次側						
6	記録計インクの点検	記録紙の印字状態を確認し、擦れている場合は報告を行う。							
7	サンプリングチューブの点検	導入管の折れ曲がり、詰まり等を調べ、チューブ内の清掃を行う。							
8	測定セルの点検	セル内に規定量の吸収液が入っていることを確認する。必要に応じて清掃を行う。							
9	液面制御電極の点検	電極先端の汚れ損傷等の有無を調べる。							
10	純水送液チューブの交換	送液チューブを交換する。							
11	電極電位の確認	電極電位を確認し、調整する。			測定側		基準側		
			点検前						
			点検後						
12	装置内の点検	装置本体の全般的な状態を点検する。							
13	測定セル内部のブラシによる清掃	セル内部の藻や汚れ等付着物を、ネジ栓を取り外し、純水及びブラシ等を用いて洗浄清掃する。							
14	ゼロ点(0ppb)確認	校正シーケンスを起動させ、測定状態に復帰させたときのゼロ点を確認する。							
15	スパン調整	スパン等価液を用いスパン点(1.60ppb)を確認する。			指示値				
			調整前		ppb				
			調整後		ppb				
16	ふっ素イオン電極の点検	電極をはずして清掃し、異常の有無を調べ、清掃を行う。							
17	電磁弁の点検	電磁弁の動作を確認し、コイルの緩み、ガタつき、液漏れ等があった場合にはダイヤフラムを交換する。							
18	試料吸引ポンプカーボンブレードの交換	カーボンブレードを交換する。							
19	セル用隔膜の交換	測定、基準側とも隔膜を交換する。	測定側						
			基準側						
20	配管の交換	タイゴンチューブ、ビニルチューブ、テフロンチューブ等の配管を交換する。							

No.	点検項目	点検基準・方法	状況		作業内容			結果	
			正常	異常	清掃	交換	調製	未完	完了
21	セルの分解清掃	測定セルを分解清掃する。							
22	ミストトラップの分解清掃	ミストトラップを分解清掃し、ガーゼを交換する。							
23	ニードル弁の分解清掃	ニードル弁を分解清掃する。							
24	流量計の清掃	テーパ管を取り外し、内部を清掃する。							
25	毛細管の清掃	毛細管内部を針金で清掃する。							
26	電磁弁ダイヤフラムの交換	電磁弁ダイヤフラムを交換する。							
27	O(オ)リング、パッキン類の交換	Oリング、パッキンを交換し、継手部分の増締めを行う。							
28	ソーダライムの交換	ソーダライムを交換する。							
29	送液ポンプの交換	送液ポンプを交換する							
30	ヒーター及びサーモスタットの動作確認	正常に作動していることを確認する。							
31	セル内吸収液の容量調整	セル内吸収液量を調べ、減少していた場合は、追加し液量を 20ml に調整する。	調整前		ml				
			調整後		ml				
32	チャートとテレメータ出力結果の照合確認	チャートとテレメータ出力結果とを照合確認する。							
33	加熱導管の洗浄	加熱導管の洗浄							
34	基準及び測定用の COM 側電極の清掃	基準及び測定用の COM 側電極を清掃する。							

交換部品

No.	名 称	仕 様	数 量

特記事項

テレメータ出力				
	レコーダ目盛	調整前	調整後	
ゼロ点	ppb	mV	mV	
スパン点	ppb	mV	mV	

作業年月日	作業 者			

令和 年 月 日

業務完了届

岡山県環境保健センター所長 殿

受託者 住所（所在地）
商号又は名称 印
代表者職氏名

下記業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、お届けします。

記

- 業務名
令和8年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務
- 業務期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 契約締結日
令和8年4月1日
- 金額

(別紙2)

参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(発行責任者職氏名

)

(" 連絡先

)

(担当者職氏名

)

(" 連絡先

)

令和8年度大気中ふっ素自動測定装置保守点検業務委託事業に参加したいので、関係書類を添えて応募します。

記

- 1 法人の定款又は寄付行為、パンフレット等
- 2 県内の事務所等の所在地、名称等を示す書類
- 3 委託業務に係る従事者及び設備等を示す書類
- 4 大気中ふっ素自動測定装置の保守点検業務について過去5年間にわたり継続実施した実績を示す書類
- 5 委託業務に係る見積書（積算内訳を記載したもの）
- 6 その他事業説明資料

※ 発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は、押印の必要はありません。